

## 中小企業大学校受講料助成金交付規程

### (目 的)

第1条 この規程は、豊田商工会議所の会員である中小企業者又はその従業員が経営に必要な知識を学ぶため、中小企業大学校瀬戸校（以下「瀬戸校」という。）の研修を受講した場合に、毎年度予算の範囲内において受講料の一部を助成し、もって会員中小企業の振興に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において「中小企業者」は別表1の会社、団体及び個人であって当該事業を行う者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、会員である中小企業者及び役員、後継者、従業員、構成員とする。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、1人当たり受講日1日につき2,000円とする。ただし、1会員年間10万円を限度とする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瀬戸校の研修を修了した後30日以内に、中小企業大学校瀬戸校受講料助成金交付申請書に次の書類を添えて豊田商工会議所に提出しなければならない。

① 中小企業大学校瀬戸校研修修了証書の写し

### (交付決定)

第6条 前条の規程により提出された申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認められた時は、豊田商工会議所は速やかに助成金を交付するものとする。ただし、振込手数料については申請者負担とする。

### (助成金の返金)

第7条 虚偽、その他不正な申請により助成金の交付を受けた者があるときは、豊田商工会議所は交付した助成金の全額返還を命ずるものとする。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は細則に定める。

### 《別表1》

業 種	製造業等	卸 売 業	小 売 業	サービス業
資 本 金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従 業 員	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

資本金（出資の総額）又は従業員のいずれかが、上表の範囲内であれば対象企業です。

※ソフトウェア業、情報処理サービス業については、製造業等に同じ。

※中小企業基本法の定義による。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行し、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規程の変更は、平成24年4月1日から実施する。

(第4条 1,000円⇒2,000円。5万円⇒10万円。H24.1.25 変更決定)

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成27年3月31日までとするが、助成金の交付は平成27年5月31日までとする。

(第7条。第8条。H24.4.10 変更決定)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成30年3月31日までとするが、助成金の交付は平成30年5月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成33年3月31日までとするが、助成金の交付は平成33年5月31日までとする。

《細 則》

① 資金がなくなればこの事業を終了する。